

管理 No.

i079

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：環境部廃棄物対策課
（産業廃棄物対策係 / 内線:71-2226）

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の事業停止命令	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
	根拠規定条項	14の6-
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)</p> <p>「行政処分の指針について（通知）」 (平成25年環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」（以下「処理基準について」という。） (平成23年環廃産発第110310002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策部長通知)</p>
	基準規定条項	法第14条第5項第1号,第10項第1号,第11項
	処分基準	<p>「第3 特別産業廃棄物処理業の許可の取消し等」に、要件や手続き等を示す。（「行政処分の指針について（通知）」に定めるところによる。）</p> <p>処分内容等、処理の基準について示す。（「処理基準について」に定めるところによる。）</p>
行政手続法(条例) 第13条適用関係	弁明の機会の付与	
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	<p>改正沿革</p> <p>平成 年 月 日改正</p>	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
<p>処分基準等 補足</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 14の6一 (準用) 第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第五号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同項第六号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。 (産業廃棄物処理業) 第十四条 5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。</p>